中央環境審議会　地下水汚染の未然防止の在り方について

中央環境審議会水環境部会は、地下水汚染の未然防止の在り方についてのまとめを年内に作成する予定である。1989 年度以降の汚染行為 252 件のうち、4 割が敷地外に汚染を拡大させ、その 3 割が周辺井戸で飲用中止となった。このような状況を踏まえ、水質汚濁防止法の改正も含め地下浸透規制対象施設の構造基準の検討を進める。その対象物質はトリクロロエチレン等のクリーニング溶剤、地下タンクからのガソリン、メッキ関連施設からの溶剤など、さまざまである。

この種の汚染調査には、化学物質の分析のみでは対応不可能で、地下水モニタリング手法の専門知識が必要となる。

詳細は、下記の新聞記事を参照してほしい。

◆環境新聞　9 月 23 日（木）付

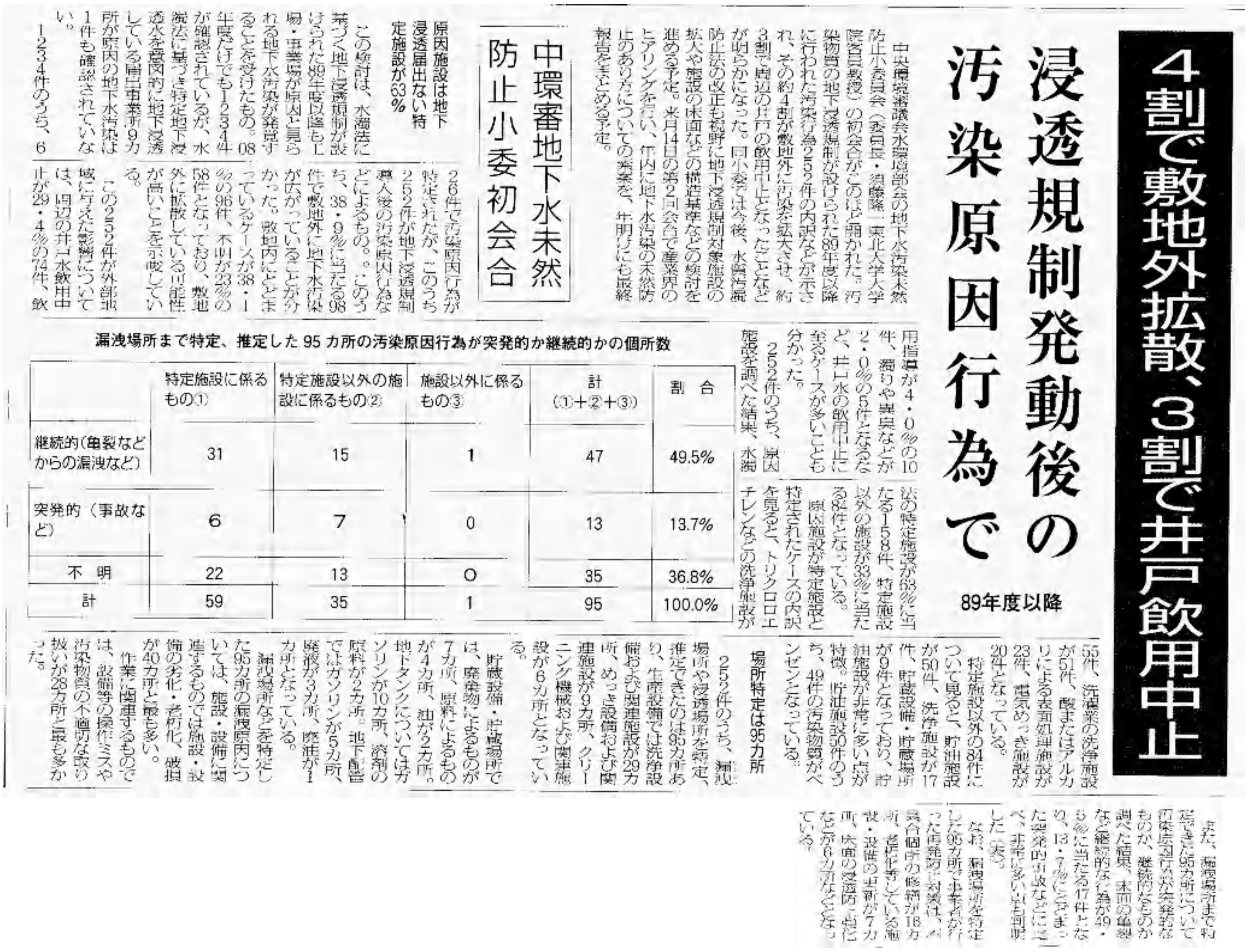

4割で敷地外拡散、3割で井戸飲用中止

浸透規制発動後の汚染原因行為で

89年度以降

中央環境審議会水環境部会の地下水汚染未然防止小委員会（委員長・須藤隆一東北大学大学院客員教授）の初会合がこのほど開かれた。汚染物質の地下浸透規制が設けられた89年度以降に行われた汚染行為252件の内訳などが示され、その約4割が敷地外に汚染を拡大させ、約3割で周辺の井戸の飲用中止となったことなどが明らかになった。同小委では今後、水質汚濁防止法の改正も視野に地下浸透規制対象施設の拡大や施設の床面などの構造基準などの検討を進める予定。来月14日の第2回会合で産業界のヒアリングを行い、年内に地下水汚染の未然防止のありかたについての素案を、年明けにも最終報告をまとめる予定。

中環審地下水未然防止小委初会合

原因施設は地下浸透届出ない特定施設が63%

この検討は、水濁法に基づく地下浸透規制が設けられた89年度以降も工場・事業場が原因と見られる地下水汚染が発覚することを受けたもの。08年度だけでも1234件が確認されているが、水濁法に基づき特定地下浸透水を意図的に地下浸透している届出事業所9カ所が原因の地下水汚染は1件も確認されていない。

1234件のうち、626件で汚染原因行為が特定されたが、このうち252件が地下浸透規制導入後の汚染原因行為などによるもの。。このうち、38・9%に当たる98件で敷地外に地下水汚染が広がっていることが分かった。敷地内にとどまっているケースが38・1%の96件、不明が23%の58件となっており、敷地外に拡散している可能性が高いことを示唆している。

この252件が外部地域に与えた影響については、周辺の井戸水飲用中止が29・4%の74件、飲用指導が4・0%の10件、濁りや異臭などが2・0%の5件となるなど、井戸水の飲用中止に至るケースが多いことも分かった。

252件のうち、原因施設を調べた結果、水濁法の特定施設が63%に当たる158件、特定施設以外の施設が33%に当たる84件となっている。

原因施設が特定施設と特定されたケースの内訳を見ると、トリクロロエチレンなどの洗浄施設が55件、洗濯業の洗浄施設が51件、酸またはアルカリによる表面処理施設が23件、電気めっき施設が20件となっている。

特定施設以外の84件について見ると、貯油施設が50件、洗浄施設が17件、貯蔵設備・貯蔵場所が9件となっており、貯油施設が非常に多い点が特徴。貯油施設50件のうち、49件の汚染物質がベンゼンとなっている。

場所特定は95カ所

252件のうち、漏洩場所や浸透場所を特定、推定できたのは95カ所あり、生産設備では洗浄設備および関連施設が29カ所、めっき設備および関連施設が9カ所、クリーニング機械および関連施設が6カ所となっている。

貯蔵設備・貯蔵場所では、廃棄物によるものが7カ所、原料によるものが4カ所、油が2カ所。地下タンクについてはガソリンが10カ所、溶剤の原料が2カ所。地下配管ではガソリンが5カ所、廃液が3カ所、廃油が1カ所となっている。

漏洩場所などを特定した95カ所の漏洩原因については、施設・設備に関連するものでは施設・設備の劣化・老朽化、破損が40カ所と最も多い。

作業に関連するものでは、設備等の操作ミスや汚染物質の不適切な取り扱いが28カ所と最も多かった。

また、漏洩場所まで特定できた95カ所について汚染原因行為が突発的なものか、継続的なものかを調べた結果、床面の亀裂など継続的な行為が49・5%に当たる47件となり、13・7%にとどまった突発的な事故などに比べ、非常に多い点も判明した（表）。

なお、漏洩場所を特定した95カ所で事業者が行った再発防止対策は、不具合個所の修繕が18カ所、老朽化等している施設・設備の更新が7カ所、床面の浸透防止強化などが6カ所などとなっている。

漏洩場所まで特定、推定した 95 カ所の汚染原因行為が突発的か継続的かの個所数

	特定施設に係るもの①	特定施設以外の施設に係るもの②	施設以外に係るもの③	計（①＋②＋③）	割　合
継続的（亀裂などからの漏洩など）	31	15	1	47	49.5%
突発的（事故など）	6	7	0	13	13.7%
不　明	22	13	0	35	36.8%
計	59	35	1	95	100.0%